



- イ. お客様が第5項(1)に規定する期日までに旅行代金をお支払いいただけないときは、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、本項に規定する取消料と同額の違約料を支払わなければなりません。
- ウ. 当社は、「本項(1)の②のア」に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日(日帰り旅行については3日)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

(2) 旅行開始後の解除

- ① お客様による解除  
ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。  
イ. お客様の責に帰すべき事由によらずカタログに記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは当社がその旨を告げたときは、「本項(1)の①のア」の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他既に支払い、またこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限り)を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

② 当社による旅行契約の解除

- ア. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。  
a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。  
b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他旅程管理を行う者等の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。  
c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- イ. 「本項(2)の②のアのa又はc」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。  
ウ. 当社が「本項(2)の②のア」の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。  
エ. 「本項(2)の②のア」の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスの部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、お客様に払い戻しいたします。

(3) 旅行代金の払い戻し

- ① 当社は、「第7項(1)・(3)・(4)・(5)」の規定により旅行代金が減額された場合又は「本項(1)・(2)」の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算してさかのぼって7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはカタログに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に当該金額を払い戻しいたします。  
② 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、「第7項(1)・(3)・(4)・(5)」の規定により旅行代金が減額された場合又は「本項(1)・(2)」の規定により通信契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、お客様に当該金額を払い戻しいたします。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算してさかのぼって7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはカタログに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

9. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

10. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病・傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

11. 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。  
(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止や、官公署の命令、伝染病による隔離、自由

行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更その他当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は本項(1)の責任を負いません。  
(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日より起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名様につき15万円を限度として賠償いたします(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)。

12. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。  
(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。  
(3) お客様は、旅行開始後に、カタログに記載された旅行サービスについて、記載された内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

13. 特別補償

- (1) 当社は第11項に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体・生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、  
①死亡補償金として1500万円  
②入院見舞金として入院日数により2万円~20万円  
③通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。  
④携行品にかかる損害補償金は、お客様1名様につき15万円をもって限度とします。  
ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。  
(2) 当社が、第11項の責任を負うことになったときは、本項の補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。  
(3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。  
(4) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を取受して実施する企画旅行(オプションルーツア)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。  
(5) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

14. 旅程保証

- (1) 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。ただし、次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。  
①天災地変  
②戦乱  
③暴動  
④官公署の命令  
⑤運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止  
⑥当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
⑦旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置  
⑧第8項の規定により募集型企画旅行契約が解除された部分にかかる変更  
⑨募集広告又はカタログに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合で、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合  
※サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。  
(2) 本項(1)にかかわらず、当社が支払う変更補償金の額は、お客様1名様に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%乗じて得た額を限度とします。また、当社が支払う変更補償金の額がお客様1名様に対して1募集型企画旅行につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。  
(3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。  
(4)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①カタログに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②カタログに記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン含む)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0

③カタログに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がカタログに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④カタログに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤カタログに記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥カタログに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦カタログに記載した宿泊機関の客室の種類・設備・景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧上記①~⑦に掲げる変更のうちカタログのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- (注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。  
(注2) 確定書面(ご旅行案内書)が交付された場合には、「カタログ」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、カタログの記載内容と確定書面の記載内容の間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  
(注3) 本表③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  
(注4) 本表④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
(注5) 本表④又は⑥もしくは⑦に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。  
(注6) 本表⑧に掲げる変更については、①~⑦までの率を適用せず、⑧によります。

15. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、カタログ等に明示した日となります。

16. 個人情報の取り扱い及び第三者提供について

- (1) 当社及び申込書記載の受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故等を担保する補償等の手続き上必要な範囲内で利用させていただきます。  
また当社は、お客様の貸切バスなど運送機関へのご乗車をスムーズに案内するため、お客様のお名前前の呼び出しや貼り出しをする場合がございます。  
※このほか当社及び取扱店では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。⑥より良い旅行商品、サービスの研究・開発を行うためのマーケティング分析。⑦その他お客様にとって有用と思われる円滑な取引遂行のための利用に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。  
(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名・住所・電話番号又はメールアドレスなどのお客様へご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内・催し物内容のご案内・ご購入いただいた商品の発送のために(利用目的を具体的に記載します)、これを利用させていただきますことがあります。なお、当社グループ企業の名称、当社のプライバシーポリシーおよび個人情報取扱管理者の氏名については、当社ホームページ <https://bambi.entetsu.co.jp/> をご覧ください。  
(3) 特別の配慮(個人情報保護法における「要配慮個人情報」に係るもの)を必要とされるお客様については、必要のご要望を表明された際には、第三者提供についての同意の確認をさせていただきます。必要範囲内において第三者への情報提供をいたします。  
(4) 当社は、当社が保有するお客様の個人データを安全管理し、お客様からのご要望に応じて修正削除等を実施することで、常に正確かつ最新となるよう努めます。

17. その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。